

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、鶴ヶ島市における地域福祉を計画的、効果的にすすめるための地域福祉活動計画を策定するため、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を鶴ヶ島市地域福祉審議会と共同で設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、地域福祉に関し識見を有する者、福祉関係者、地域住民のうちから協議会会長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するまでの期間とする。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、特定事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する部会長及び委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年 5月 1日から施行する。